

「光市公共施設等総合管理計画（～公共施設の適正配置等に関する方針～）」の策定について

1 策定に向けたこれまでの取組

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度～
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地視察 ・職員研修 ・取組方針及び白書作成（決裁） 	公共施設白書作成作業	公共施設白書完成	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット作成 ・公共施設に関するアンケート調査実施 	「公共施設等総合管理計画（～公共施設の適正配置等に関する方針～）」策定	方針に基づく公共施設の整備等の検討
担当課	財政課	行政改革推進室	行政改革推進室	行政改革・情報推進課	行政改革・情報推進課	施設所管課 公共施設マネジメントの担当部署

2 計画の概要

（1）計画策定の趣旨

本市の公共施設は、全国の多くの自治体と同様、昭和 40 年代から 50 年代の高度経済成長期、人口増加期に整備されたものが多く、老朽化による施設の更新時期を集中的に迎えることとなる。一方で、人口減少、少子高齢化の進展に伴う公共施設に対するニーズの変化等に対応する必要がある。

こうしたことから、長期的な視点での公共施設の適正規模、適正配置の実現に向けた公共施設マネジメントを推進するため、基本的な取組方針を定めるもの。

（2）計画の位置付け

本市における公共施設の適正配置への取組については、「光市総合計画後期基本計画」及び「第二次光市行政改革大綱」に掲げられており、本方針は、これらに基づく取組を推進するための指針となるもの。なお、国から策定要請のあった「公共施設等総合管理計画」に位置づけられるものとする。

（3）策定の視点

- ・将来の人口規模、市民ニーズの変化を想定した適正な施設総量の実現
- ・長寿命化等による財政負担の軽減・平準化
- ・効率的利活用の推進

※既存の個別計画（市営住宅長寿命化計画、橋梁長寿命化修繕計画等）が策定されている場合には、それらとの整合を図る。

（4）計画期間

公共施設マネジメントの推進にあたっては長期的な視点が必要であり、公共施設

の大規模修繕や更新時期を考慮し、今後 40 年を見通しつつ行政需要の変化等に対応するため、平成 29 年度から平成 48 年度までの 20 年間の計画期間とする。

なお、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行う。

(5) 対象

市が所有する建物、インフラ・プラント系施設及び公営企業保有施設を対象とする。

ア 建物

白書対象施設などのハコモノ

※財政的負担が少ない、小規模かつ簡易な施設（倉庫など）は除く

イ インフラ・プラント系施設

道路、橋梁、下水道、公園、漁港、し尿処理施設

ウ 公営企業保有施設

上水道、病院、介護老人保健施設

(6) 策定体制

ア 庁内体制

(ア) 行政改革推進本部

- ・計画の内容等についての全体的な調整

(イ) 施設所管課

- ・施設等の基礎データの確認や施設類型（用途分類別）ごとの適正配置等の方向性に関する記載内容について、関係各課と協議・調整
- ・上記の協議・調整を行う中で、公共施設マネジメントについての意思統一を図る

イ 市民意見の聴取

(ア) 行政改革市民会議

計画の内容等について、必要に応じて市民目線の意見を聴取

(イ) アンケート調査・パブリックコメント

アンケート調査（平成 27 年 10 月）やパブリックコメント（平成 28 年度の最終案策定段階）の実施等により、市民意見を聴取

ウ コンサルの活用

「公共施設等総合管理計画」策定において、計画の内容、特に数値目標の設定について考え方の整理やそのためのデータ作成など職員では困難なもの、及び内容の全体的な助言については、専門的知識やノウハウが必要とされることから、コンサルタントを活用

(7) その他

ア 固定資産台帳について

- ・固定資産台帳は、その整備により所有資産全体を網羅的に把握可能となるため、方針策定時における施設等のデータの基礎資料として活用する。
- ・公共施設マネジメントを推進するにあたって、個別計画の策定等、各公共施設

の具体的な検討に活用する。

イ 総合管理計画と国の財政措置について

公共施設整備等に係る国の財政措置について、総合管理計画の策定が条件となることが想定される。

※総合管理計画の策定を要件とする国の財政措置

ア 除却事業に係る地方債

【内 容】 計画に基づく公共施設等の除却事業に係る地方債の特例措置

【期 間】 平成 26 年度以降当分の間

【充当率】 地方債充当率：75%（資金手当）

イ 公共施設最適化事業債（集約化・複合化事業）

【内 容】 計画に基づき実施される事業であって、既存の公共施設の集約化・複合化を実施するものに対し、新たな地方債を充当

【期 間】 平成 27 年度からの 3 年間

【充当率等】 地方債充当率：90% 交付税算入率：50%

※全体として施設の延床面積が減少する事業に限る

※広域連携により事業を実施する場合も対象

ウ 地域活性化事業債（転用事業）

【内 容】 計画に基づき実施される事業であって、既存の公共施設等の転用事業について、新たに地域活性化事業債の対象

【期 間】 平成 27 年度からの 3 年間

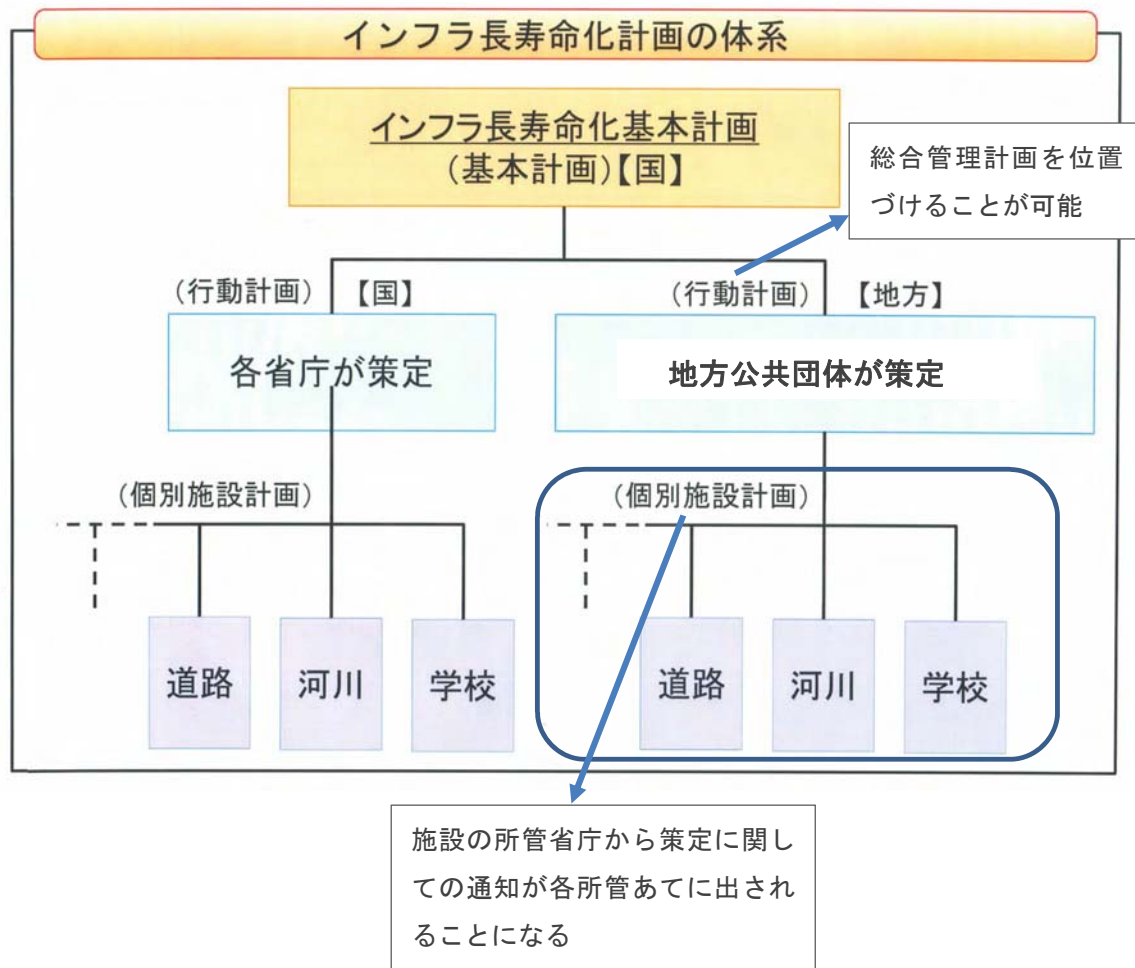
【充当率等】 地方債充当率：90% 交付税算入率：30%

※広域連携により事業を実施する場合も対象

ウ インフラ長寿命化基本計画におけるインフラ長寿命化計画（行動計画）との関係について

国のインフラ長寿命化基本計画において国や地方公共団体が策定することとされている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするもの。必要な記載事項として、①対象施設②計画期間③対象施設の現状と課題④中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し⑤必要施策に係る取組の必要性⑥フォローアップ計画が挙げられている。

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成 26 年 4 月 22 日総務省）」の中で、「平成 25 年 11 月 29 日に決定された「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体においてインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定することが期待されているが、総合管理計画は、これに該当するものであること。」としていることから、公共施設等総合管理計画を策定すれば、別途「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定する必要はない（総務省 Q&A）とされている。



3 計画の構成（資料 1-2 イメージ案参照）

I 計画策定の背景と目的

計画に関する基本的事項

- 1 背景と目的…公共施設の適正配置等が必要とされる背景、取組む目的
- 2 位置付け…総合計画、公共施設等総合管理計画（国）、インフラ長寿命化基本計画（国）との関係
- ★3 計画期間…平成29～48年度の20年（長期的な視点での方針10年以上の期間）
- ★4 対象範囲…市が所有する公共建築物、インフラ・プラント系施設及び公営企業保有施設を対象

II 市の概況

市の人口・財政に関する現状と将来の見通し

- ★1 人口推移…総人口や年代別人口についての今後の見通し
- ☆2 財政状況…維持管理・更新等への充当可能な財源の見込み

III 公共施設の現状と市民意識

公共施設の大括りでの類型ごとの現状、更新費用と市民意識

- ☆1 建物…原則、白書対象施設を対象に記載、倉庫、公衆トイレ等は除く
- ☆2 インフラ・プラント系施設…道路、橋りょう等のインフラ施設とし尿処理施設
- ☆3 公営企業保有施設…水道局、病院局の保有施設
- 4 公共施設の適正配置に対する市民意識…27年度実施した公共施設に関する市民アンケート結果

IV 適正配置等に向けた基本的な考え方

公共施設全体に関する更新等についての基本的な考え方、方針（数値目標）

- ★1 基本方針…適正配置等を実現するための具体的な方策

V 施設類型（用途分類）ごとの適正配置等の方向性

白書の中分類ごとの施設類型及びインフラ、公営企業保有施設について記載

- ☆1 建物、インフラ・プラント系施設、公営企業保有施設

VI 計画の推進にあたって

計画に基づく取組みの全庁的な推進体制

- ★1 推進体制…全庁的な体制の構築（情報等を一元的に管理・集約する部署の設置など）、市民との協働体制（情報共有・市民参加の確保）
- ☆2 着実な推進に向けて…基金の創設、研修等の実施など

※★公共施設等総合管理計画の必須項目 ☆公共施設等総合管理計画の任意項目

※参考 公共施設等総合管理計画に記載する項目（総務省）

項目		内容（策定にあたっての指針より）	該当項番
必須項目			
1	公共施設等全体を対象として計画を策定している	公共施設等（建物、インフラ、プラント、公営企業施設等）	I
2	計画期間が10年以上となっている	長期的な視点（10年以上）	I
3	総人口や年代別人口についての今後の見通しについて記載がある	できるかぎり長期間が望ましい（30年程度）	II
4	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策について記載がある	公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましい	VI
5	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方について記載がある	3を踏まえた、公共施設等全体に対しての基本的な方針となっていること	IV
任意項目			
6	公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等について記載がある	試算ソフトの活用、将来の財政状況の見通し	II. III
7	公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化などについて数値目標が設定されている	できるかぎり数値目標を設定し、公共施設等全体に対しての数値目標が望ましい	IV
8	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針について記載がある	施設類型（道路、学校等）	V
9	PPP/PFIの活用について検討がされている	PPP/PFIの積極的な活用を検討されたい	IV
10	隣接する市区町村との連携など広域的視野をもった検討がされている	定住自立圏形成協定の圏域などが対象	
11	点検・診断等の実施方針について記載がある	今後の点検・診断等の実施方針	IV
12	維持管理・修繕・更新等の実施方針について記載がある	16との整合性に留意	IV. V
13	安全確保の実施方針について記載がある	供用廃止した施設等の対処方針等	IV
14	耐震化の実施方針について記載がある	必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針	IV
15	長寿命化の実施方針について記載がある	予防的修繕等による長寿命化の実施方針	IV
16	統合や廃止の推進方針について記載がある	統合や廃止する場合の考え方等の方針	IV. V
17	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針について記載がある	適正管理に必要な体制	VI

4 策定までのスケジュール

国の策定要請の期限となる平成 28 年度末に策定

- | | | |
|-----|------------------|-------------|
| (1) | 平成 28 年 4 月 19 日 | 行政改革市民会議 |
| (2) | 7 月中旬 | 行政改革市民会議 |
| (3) | 10 月下旬 | 行政改革市民会議 |
| (4) | 11 月中旬 | 行政改革推進本部会議 |
| (5) | 12 月議会 | 委員会で中間案報告 |
| (6) | 平成 29 年 1 月 10 日 | パブリックコメント実施 |
| (7) | 2 月上旬 | 行政改革推進本部会議 |
| (8) | 3 月議会 | 委員会で最終案報告 |